

01 警察庁(地域再生非予算)

管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクト名
0120010	自動車教習所におけるエコドライブ教習の実施	道路交通法第99条 道路交通法施行令第35条 道路交通法施行規則第33条 指定自動車教習所等の教習の細目に関する規則第1条 交通の方法に関する教則 通達「指定自動車教習所等の教習の標準について」	現在行われている教習の内容については、左記の法令等及び通達により定めてあり、当該通達において「交通公害の防止等」を教習内容として定めてあり、その中で、急発進、急ブレーキ、空ぶかしによる二酸化炭素等に排出による地球温暖化の防止や余計な燃料の消費の防止を促している。 また、更新時講習等においては、左記教則を抜粋・編集した教本を配布しており、当該教本において、急発進、急ブレーキ、空ぶかしによる二酸化炭素等に排出による地球温暖化の防止や余計な燃料の消費の防止を促している。	E	E:事実誤認 左記のとおり、提案内容については措置済である。	右提案主体からの意見に対し回答されたい。また、地域が自指す構想(例:省CO2型交通システム)の実現を図るために、それに資する内容の教習を運転免許講習時に実施することを自治体が求めた場合には、公安委員会が当該教習を実施することは可能かについて回答されたい。また、可能である場合には、各県警等に周知を図られたい。	エコドライブについては、国の京都議定書目標達成計画において、「省CO2型交通システムのデザイン」として、普及促進を図ることとされているが、エコドライブ普及のための環境整備として、広報活動だけではエコドライブの取組みの普及には限界がある。 エコドライブの普及を図るには、自動車を運転する全ての者に関係のある運転免許制度の中に、効果的なエコドライブの教習・講習を組み込むことが必要である。 御回答のとおり、現在の教則本等において、地球温暖化の防止やアイドリングストップ等の環境に配慮した運転について記載されているが、ごくわずかであり、エコドライブに関する国民の意識を高め、実際に取り組んでもらうには、十分とは言えない。 エコドライブの実効性ある普及を図っていくためには、教習・講習科目の一項目として明確に位置付け、技能教習では、例えば、燃費計等の車載器を備え付けた教習車で、実践的にエコドライブを体験し、その効果を実感してもらい、エコドライブの定着を図るような講習内容が必要である。 自動車からの温室効果ガスの排出を削減していくためには、安全運転に加えて、環境への配慮を交通システムに組み込んでいくことが必要であり、その対策の一つとして、エコドライブの実践に結びつく教習・講習を明確に位置付け、環境に配慮した運転があたりまえの社会となるよう再検討いただきたい。	E	前回回答したとおり、現在でも、自動車の運転に関する教習や講習の内容において、急発進、急ブレーキ、空ぶかしによる二酸化炭素等の排出による地球温暖化の防止や余計な燃料の消費の防止を促しているところ、これ以上の時限数の増加等は受験者等に負担をかけることになって当該エコドライブ教習の受講を促すことは可能かについて回答されたい。	右提案主体からの意見に対し回答されたい。また、福井県が県内の各教習所に対し、運転免許教習とは別にエコドライブ教習の追加実施を働きかけることは可能か、例えば、運転免許取得に併せて、エコドライブ教習を修了した者にエコドライブマークを交付するなど独自のインセンティブ制度を設けることによって当該エコドライブ教習の受講を促すことは可能かについて回答されたい。	御回答いただいた受験者等の負担増の問題については、自動車を運転する者のエコドライブに取り組む必要性、重要性や、エコドライブによるCO2削減効果をどう捉えるかによると考える。 海外では、オランダ、スイス、ドイツなどで、運転免許取得時における教習カリキュラムにエコドライブ教習を組み込むなどして、効果的な受講推進を展開している(補足資料:省エネルギーセンター資料P14、18)。 日本においては、関係省庁や省エネルギーセンター、JAF(日本自動車連盟)、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)など様々な機関がエコドライブの普及啓発に努めているが、エコドライブを一般的に普及させていくには、海外の例のように、運転免許制度の中に組み込んでいく必要がある。 京都議定書目標達成計画では、関係4省庁(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)のエコドライブ普及連絡会を中心とした広報活動等により、国民の意識向上を図り、エコドライブ普及のための環境整備を行うとされている。 この環境整備のひとつとして、エコドライブの実践に結びつく教習・講習を運転免許制度の中に組み込むことについて、再度御検討をお願いしたい。	E	前回までの回答のとおり、現在でも、自動車の運転に関する教習や講習の内容において、急発進、急ブレーキ、空ぶかしによる二酸化炭素等の排出による地球温暖化の防止や余計な燃料の消費の防止を促しているところである。 また、教習所が独自に、急発進、急ブレーキ、空ぶかしによる二酸化炭素等の排出による地球温暖化の防止や余計な燃料の消費の防止を促す教育を行うことについては、規制されおらず、現在でも対応可能である。	1294	12942010	10~15%の二酸化炭素排出削減効果があるといわれているエコドライブ(環境に配慮した自動車の使用)を推進するために、現在、法令で定められている運転免許取得時の教習科目の基準細目に、エコドライブに関する項目を加え、運転免許取得時にエコドライブ教習の実施を可能とする。	自動車教習所(技能教習・学科教習)におけるエコドライブ教習の実施および免許更新時講習や高齢者講習、普通車講習におけるエコドライブ講習の実施	福井県	省CO2型交通システム構想			